

国際人道事実調査委員会
(IHFFC)



国際人道事実調査委員会 (IHFFC)

武力紛争の被害者に与えられる保障を確保するため、1945年のジュネーヴ諸条約に関する第一追加議定書（以下、第一追加議定書）第90条は、事実調査委員会の設置を規定しています。これにしたがい、事実調査委員会は1991年に設置されました。同委員会は、第一追加議定書第90条のもとで委員会権限の承認を宣言した国家により選挙され、個人の資格で行動する15名の独立した専門家によって構成される常設的機関です。委員会の重要な目的は、武力紛争の事態において国際人道法の尊重の実現・確保に貢献することです。とりわけ、委員会は以下のことを行い、その任務を遂行します。

- ・ 国際人道法の重大な違反または著しい違反と申し立てられた事実を調査する。
- ・ あっせんにより、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書を尊重する態度が回復されることを容易にする。
- ・ 関係国に調査結果の報告を行い、適当と認める勧告を行う。

任務を遂行するにあたり、委員会は中立性、独立性、秘密保持の原則を遵守します。

ジュネーヴ諸条約および追加議定書の寄託者の資格で、スイスが委員会の事務局を担っています。

委員会の権限を承認したすべての国は、すべての関係当事国が同様に委員会の権限を承認していることを条件に、武力紛争の事態の調査を委員会に付託する権利を有します。第一追加議定書の締約国は包括的な宣言を行い、それにより委員会の権限を承認するか、あるいは特定の紛争の事実について調査を行うことに同意することができます。この包括的な宣言は、いかなる時でも行うことができます。

現在、76 カ国が第 90 条における包括的な宣言を行っています（以下、宣言を行った順）。

スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、スイス、デンマーク、オーストリア、イタリア、ベルギー、アイスランド、オランダ、ニュージーランド、マルタ、スペイン、リヒテンシュタイン、アルジェリア、ロシア連邦、ベラルーシ、ウクライナ、ウルグアイ、カナダ、ドイツ、チリ、ハンガリー、カタール、トーゴ、アラブ首長国連邦、スロベニア、クロアチア、セーシェル、ボリビア、オーストラリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルクセンブルグ、ルワンダ、マダガスカル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ブラジル、ギニア、ブルガリア、ポルトガル、ナミビア、スロバキア、カーボヴェルデ、チェコ、ルーマニア、モンゴル、コロンビア、アルゼンチン、タジキスタン、ラオス、パラグアイ、ギリシャ、英国、アイスランド、パナマ、コスタリカ、リトアニア、トリニダード・トバゴ、セルビア、キプロス、クック諸島、コンゴ民主共和国、トンガ、マリ、大韓民国、ブルキナファソ、日本、モンテネグロ、モナコ、エストニア、レソト、クウェート、セントビンセント及びグレナディーン諸島、マラウイ、セントクリストファー・ネイビス

委員会の現在のメンバーは、以下のとおりです。

Gisela Perren-Klingler (委員長、スイス)

Thilo Maruhn (第 1 副委員長、ドイツ)

Mohamed Mahmoud Al Kamali (副委員長、アラブ首長国連邦)

Shuichi Furuya (副委員長、日本)

Jeannette Irigoien Barrenne (副委員長、チリ)

Hugo Corujo Sanseviero (ウルグアイ)

Eric David (ベルギー)

Charles Garraway (英国)

Valery Knyazev (ロシア連邦)

Flavia Lattanzi (イタリア)

Youssef Mehdi (アルジェリア)

Elzbieta Mikos-Skuza (ポーランド)

Susanna M Ruiz Cerutti (アルゼンチン)

Stelios Perrakis (ギリシャ)

Justinas Žilinskas (リトアニア)

より詳しい情報については、以下をご参照ください：www.ihffc.org

2015 年 4 月

International Humanitarian Fact-Finding Commission
Federal Palace North
CH-3003 Bern
Switzerland

Phone: +41 58 465 42 00

Fax: +41 58 465 07 67

E-mail: info@ihffc.org

Website: www.ihffc.org